

第491回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 9 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年10月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	欠		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		
農地利用最適化推進委員	村山 芳則		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	宮本 晃宏		
主 査	岩崎 達矢		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年10月28日 第491回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 小嶋 光一

委員 武藤 康則

委員 新井 計男

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 9 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、9 筆、1, 3 1 6 . 2 7 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 2 件、1 4 筆、2, 1 0 9 . 0 6 m²である。農地改良届については、合計 8 件、1 4 筆、6, 3 7 1 . 2 3 m²である。

農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、3 筆、4 7 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、8 筆、1 0, 3 8 4 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 8 件、4 4 筆、4 0, 1 1 1 . 0 7 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 8 件、4 5 筆、2 8, 9 5 6 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、「本議案の整理番号6番については関係委員がいる。議事参与の制限を準用して、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」との発言があった。

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号6番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号6番は、3筆、2,973㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在58歳で、農業従事日数は、年間200日以上、家族とともに約170アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約600mである。

以上のことから、整理番号6番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。10月19日に、隣接する地区の農地利用最適化推進委員と一緒に、調査を行った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとすることである。譲受人は、現在58歳で、農業従事日数は、年間200日以上、家族とともに約170アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、水稻や野菜で、申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、コン

バイン、乾燥機、糶摺機など、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、意見報告する。10月19日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号6番について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号6番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号6番以外について、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号6番を除く、申出件数5件、筆数11筆、面積14,

398 m²について申請があった。使用貸借権設定が4件、所有権移転が1件である。貸し借りは、整理番号3番と4番は令和7年1月1日から、それ以外は令和6年11月15日から設定されるものである。

整理番号1番は、1筆、429 m²で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在35歳で、農業従事日数は、年間220日、家族とともに約85アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約650 mである。

整理番号2番は、5筆、5,147 m²で、約10年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在69歳で、農業従事日数は、年間300日、家族と共に約221アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300 mである。

整理番号3番と4番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号3番は、1筆、1,405 m²の内1,155 m²、4番は、1筆、4,942 m²で、約9年の使用貸借権設定の申出である。この申出は、農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるものである。借受人の埼玉県農林公社は、昭和39年に社団法人農業機械化公社として設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼玉県知事より指定を受けて

いる。農地中間管理機構の事業内容については、分散化している農地や耕作放棄地を借受け管理し、活力ある担い手へ貸付を行うことで、農地の集約化、農業生産力の向上、農家同士の競争力の向上を目指す事業となっている。今回の申出により農用地利用集積計画が決定し、農地を借入れたのち、事前に農林公社が選定した担い手の情報をもとに市が農用地利用集積等促進計画を作成し、農林公社を通して計画を県に提出し認可を受け、担い手に対する農地の貸付が行われる予定である。

整理番号5番は、3筆、2,725㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在28歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族と共に約456アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営を拡大するための申出である。通作距離は約1.5kmである。

以上のことから、先ほどご審議いただいた整理番号6番を除く、整理番号1番から5番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。

なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号6番を除く、整理

番号 1 番から 5 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 2 件、筆数 10 筆、面積 12,729 m²についての申請があった。

先ほど第 1 号議案、整理番号 3 番から 4 番で埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地と、令和 3 年 5 月 15 日から既に利用権設定されている農地である。第 2 号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画（案）についての市長からの意見照会である。また、同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用集積等促進計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。

担い手について、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規定に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番と2番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「対象地の水利はどうなっているのか。」との発言があった。

事務局は「水利は、自然水路、井戸、パイプライン等、現地により様々である。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数11件、筆数29筆、面積17,436㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転で、

2筆、2,000㎡の申請である。譲受人は、現在79歳で、農業従事日数は年間180日以上、約56アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約800mである。

整理番号2番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、126㎡の申請である。譲受人は、現在85歳で、農業従事日数は年間150日以上、約64アールの農地を耕作する農家である。申請地は、南古谷駅北口の周辺地区整備事業に伴う道路用地として市に買収される土地の残地であり、耕作に不便なため、隣地の所有者である譲受人が取得しようとするものである。通作距離は約600mである。

整理番号3番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、201㎡の申請である。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は年間150日以上、約158アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300mである。

整理番号4番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、998㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間250日以上、約314アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.5kmである。

整理番号5番と6番は、同一人からの申請のため、まとめて説明する。新規就農のため所有権移転で、全部で14筆、6,005㎡の申請である。譲受人は、現在72歳で、農業従事日数は年間150日以上である。譲受人は元々土木工事業に携わっており、約20年前から申請地の草刈り作業を受託していた。長期に渡り作付けされていない状況が継続されていたので、近隣農家から稲作農業の技術を教わり、3年前から水稻を作付け、生産している。譲受人本人の他、70歳の妻と35歳の長男の3人で農業に従事しており、トラクター、耕耘機、草刈り機等を所有し、田植え機、コンバインについては近隣農家から借り受けて使用している。通作距離は約20mである。

整理番号7番については、経営拡張のための所有権移転で、4筆、2,993㎡の申請である。譲受人は、平成25年に合同会社を設立し、農業及び農業に関連する事業を主たる事業とする法人で、代表社員は、常時従事者として農業に年間190日以上従事しており、全ての議決権を有している。約207アールの農地を耕作している法人である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号8番については、同一農家世帯内での贈与による所有権移転で、1筆、231㎡の申請である。譲受人は、現在61歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約135アールの農地を耕作する農家である。定年退職を

機に、一層農業に励みたいとの理由から、申請地を兄から譲り受けたいと申請されたものである。通作距離は10mである。

整理番号9番については、経営拡張のための所有権移転で、3筆、2,495㎡の申請である。譲受人は、現在71歳で、農業従事日数は年間250日以上、約176アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号10番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、998㎡の申請である。譲受人は、現在68歳で、農業従事日数は世帯合計で年間160日以上、約134アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。

整理番号11番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、1,389㎡の申請である。譲受人は、現在23歳で、農業従事日数は年間300日以上、約308アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。

以上のことより、整理番号1番から11番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説

明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。10月18日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在79歳で、農業従事日数は、年間180日以上、家族とともに約56アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においても水稲を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなど、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見報告する。10月18日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番と6番について、調査報告する。9月19日に、地区の農業委員と最適化推進委員全員で、譲受人から、就農の経緯などの話を伺った後、農業用機械や収

穫した米、申請地を確認した。譲受人は、元々は土木工事業に携わっておられ、約20年前から申請地の草刈り作業を受託していたそうである。長期に渡って耕作されていなかったので、近隣の農家の方から技術を教わり、3年程前から水稻を作付けしているとのことである。また、奥様は新潟の農家のご出身とのことであり、息子さんも一緒に家族で耕作しておられる。農機具については、トラクター、耕耘機、草刈り機等を所有し、田植え機、コンバインについては農家の方から借り受けて使用している。今年は米25俵を収穫し、米専用冷蔵庫に保管している。収穫した米は主に自家用、親族への配布で消費し、余ったものは知り合いに低価格で譲っているとのことである。また、土木工事業の技術を生かすことができるため、地域の水路の清掃活動では頼りになる存在である。

次に、整理番号7番について報告する。10月15日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。譲受人は、平成25年に合同会社を設立され、農業と米の加工に関連する業務を主たる業務としている。現在の経営面積は、約207アールで、今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。代表社員は、年間190日以上、農作業に従事し、代表社員としても全ての議決権を有している。大型のトラクターやコンバインなどの農機具も所有しており、申請地の耕作や維持管理

には支障ないものと考えられる。

最後に、整理番号 9 番について報告する。10 月 15 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、さいたま市西区の農家で、さいたま市の農地利用最適化推進委員でもある。年齢は現在 71 歳で、農業従事日数は、年間 250 日以上、家族とともに約 176 アールの農地を耕作している農家である。

主な作付けは水稻と路地野菜で、申請地においては、所有権を取得後に農地改良の上、枝豆などの露地野菜を計画している。またトラクター、コンバインなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している

以上のことから、地元農業委員としては、いずれの申請も問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番、6 番、9 番について、意見を申し上げます。9 月 19 日に、農業委員と農地利用最適化推進委員で譲受人から話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。また、整理番号 9 番については、10 月 15 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、いずれの申請も問題ないと考える。慎重な審議

をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、意見を申し上げる。10月15日に、農業委員と一緒に、譲受人から話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。また、地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、調査報告する。10月22日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在23歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約308アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは路地野菜で、申請地においても路地野菜を計画している。また、トラクターなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、意見を申し上げる。10月22日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委

員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「新規就農は、明日の農業担い手育成塾を卒塾が一般的だと思うが、整理番号5、6番はどうなっているのか。」との発言があった。

事務局は「農地を取得するためには農地法第3条の許可が必要である。許可要件の1つに全部効率利用要件があり、明日の農業担い手育成塾を卒塾すれば、要件適合と考える。一方、本件は近隣農家から農業技術を教わり、申請地で実績を作ったことから、要件適合と考える。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から11番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、農業委員会等に関する法律第31条で規定されて

いる議事参与の制限があるため、整理番号4番については関係委員がいるため、関係委員に退席を求めた。

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号4番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号4番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、339㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。以上のことから、整理番号4番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号4番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号、整理番号4番について総合意見として許可相当と意見を付すことに

決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号4番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号4番を除く、件数14件、筆数20筆、面積4,497.81㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、334㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、390㎡の申請である。譲受人は、南古谷駅北口の周辺地区整備事業に協力することによって現住宅を市に引き渡すことになったことから、新たな住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2

種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号3番については、資材置場に使用のための所有権移転で、2筆、210㎡の申請である。譲受人は平成22年6月に株式会社を設立され、塗装業を主な業務としている。

昨今、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる企業が多くなり、再生可能な海上コンテナの塗装依頼が増えたことに伴い、既存置場が満杯になったため、新たに資材置場が必要となったところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、419㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、

1筆、355㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、353㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 9 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、398 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 10 番については、住宅新築のための所有権移転で、2 筆、281 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 11 番については、住宅新築のための所有権移転で、3 筆、322.53 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水

については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号 1 2 番については、駐車場に使用のための所有権移転で、1 筆、2 1 3 m²の申請である。譲受人は平成 2 5 年 9 月に合同会社を設立され、土木工事業を主な業務としている。事業実績が好調なことに伴い、従業員を増員するため新たな駐車を必要としていたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号 1 3 番については、住宅新築のための所有権移転で、2 筆、2 0 2 . 2 8 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号 1 4 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、4 9 4 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、

売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、326㎡の申請である。譲受人である夫は借家、譲受人である妻は実家にて暮らしている。令和6年7月に結婚したことを機に、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

以上のことから、整理番号4番を除く、整理番号1番から15番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号4番を除く、整理番号1番から15番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しない

ため、総合意見として許可相当と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当意見を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第491回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年11月11日

議 長 渋谷 武

委 員 小嶋 光一

委 員 武藤 康則

委 員 新井 計男
